相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡笠松町中新町三一番地、最後の住所岐阜市岩田坂四丁目一三番三号　被相続人　亡　高島　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日　岐阜県関市片倉町一―七七　本郷・福手法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本郷　謙史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県長久手市岩作内万場一一番地、最後の住所愛知県長久手市岩作内万場一一番地六　被相続人　亡　杉本　英則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日　愛知県名古屋市緑区青山三丁目二三番地ＢＬＤＧロッキ二〇一号永井敦史法律事務所　相続財産管理人　弁護士　永井　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市猪子町三一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小野田信幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日　事務所滋賀県近江八幡市鷹飼町五六〇―一洗心ビル五階東近江法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福井　達生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区一乗寺大新開町二一番地、最後の住所京都市山科区勧修寺冷尻一番地の三九　被相続人　亡　髙橋　國秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日　京都市中京区烏丸通竹屋町上ル大倉町二一五番地クリスタープラザエム四階　相続財産管理人　弁護士　岩崎　智加

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市西福町一六二番地、最後の住所神戸市灘区鶴甲三丁目一三番三七号パール六甲二〇五号　被相続人　亡　豊島　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日　事務所神戸市中央区中町通二―一―一八日本生命神戸駅前ビル六階方円法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本郷　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区長束町二一〇二番地、最後の住所広島県福山市西桜町一丁目六番一号　被相続人　亡　大前シズカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日　事務所広島県福山市大門町一丁目二三番三四号　相続財産管理人　児玉かおり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市西愛宕町一〇一番地、最後の住所広島県呉市西愛宕町三番六号　被相続人　亡　吉中ミエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日　広島県呉市中央三丁目八番一〇―一三〇一号、事務所広島県呉市中央二丁目三番三〇号　相続財産管理人　金清　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市東浜町八五三番地一、最後の住所長崎県佐世保市東浜町八五三番地三　被相続人　亡　立石　德雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日　長崎県佐世保市藤原町三二番五号　相続財産管理人　立石　隆

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年六月二十四日

一、墳墓等所在地　東京都荒川区南千住一―五六―九

一、墳墓等の名称　眞正寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　中村啓之家　東京都荒川区南千住一丁目八九番地　中村はる、本籍不詳　中村兼三郎、不詳一名、以下本籍全て不詳　菊地金家　菊地マサヱ、福田　小林保夫家　福田要三郎、福田わか、福田栄一、福田愛子、福田アケミ、福田一郎、小井戸広道家　小井戸せん、小井戸ナミ子、小井戸ヨネ、小井戸芳江、小井戸優、小井戸初江、小井戸佐平、小井戸きく、不詳二名、松本政久家　松本キミ、松本ちい、松本政雄、不詳一名、玉田　斉藤由三家　玉田梅治、玉田みわ、増井勇治家　不詳、熊木　更井茂家　不詳、浜島　斉藤千代家　不詳、金子健次家　不詳五名、倉本　松原とき子家　根本モト、不詳八名、金子　渡辺吉久家　不詳、塩田実家　不詳、吉田良子家　不詳二名、石橋洋家　石橋真吉、石橋つる

一、改葬を行おうとする者　東京都荒川区南千住一―五六―九　宗教法人曹洞宗眞正寺　代表役員　木谷　雅樹

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年六月二十四日

一　墳墓等所在地　大阪府八尾市山本町南三丁目二四、二五

一　墳墓等の名称　小坂合墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　東九　宮本家、東七七　山尾家、東七八　西尾家、東八六　大黒家、東一一二　岩崎家、東一二〇　西尾家、東一七二　吉村家、東一八五　野路家、東二二二　芦田家、東二八〇　日下部家、東八六　山波家、西七　小川家、西五七　釈休浦、西六三　松田家、西七一　豊田家、西七七　釈軒正、西八一　釈泰禅、西八五　千助、西一一〇　西川家　西一一二　石原家、西一一五　釈道息、西一三〇　大井家、西一三一　小川家、南七八　吉岡家、南一三二　田中家、以上二十五件　その他不詳　二十一件（東八〇、一〇二、一〇五、一一一、二六八、二七六、二七七、三一八、西一〇、五六、七〇、七六、八〇、八八、一一一、一二八、南二八、一〇二、一〇九、一二五、一七一）全四十六件

一　改葬を行おうとする者　大阪府八尾市小阪合町三―三―四　小坂合墓地管理委員会　委員長　松下　義春

平成26年度決算公告

平成27年5月26日

京都市山科区竹鼻四丁野町19番地の4

一般社団法人愛生会

理事長　菅　知行

貸借対照表の要旨

（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,078,688
	固定資産	3,541,801
	合計	4,620,489
負債及び正味財産の部	流動負債	836,819
	固定負債	2,483,868
	負債合計	3,320,687
	指定正味財産	－
	一般正味財産	1,299,802
	正味財産合計	1,299,802
	合計	4,620,489